

小中学校 LED 照明賃貸借 仕様書

令和 8 年 6 月

宮崎県日向市

1. 総則

本仕様書は、宮崎県日向市の小中学校における LED 照明器具（蛍光灯及びランプ）一式の賃貸借について定める。

2. 導入の目的・概要

この仕様書は、宮崎県日向市の小中学校で使用している蛍光灯等の照明の LED 化により、効果的な消費電力量削減に伴う温室効果ガス削減及び維持経費削減を図ることを目的としている。そのため、LED 照明器具の本来の機能を維持し、常時良好な状態において使用できるように、賃貸者は誠意をもって確実に実施するものとする。

また、本事業により「省エネ法」・「第3向日向市環境基本計画」等、節電・省エネ関連計画の削減目標達成に向けた取組みを推進する。

3. 概要

(1) 履行場所

別紙 LED ランプ製品仕様表のとおり

(2) 賃貸借物品

LED 照明器具 一式

その他、取付けに必要な資材

(3) 業務内容

- ・ LED 照明器具及び付属品、その他設置に必要な資材一式のリース上記一式の取替工事

- ・ リース物件の維持管理 LED 照明器具 一式

(4) 設置期限

令和 8 年 8 月 31 日までの設置完了とする。なお、発注者の都合、天候、資材調達等のやむを得ない事由、又は工事検査・検収手続により期限までの完了が困難となる場合は、発注者と協議のうえ、設置期限及び工程を合理的な範囲で調整すること。

(5) 賃貸借期間

賃貸借期間は、全施設における LED 照明器具の設置完了後の検査に合格した（検収が認められた）時点から開始するものとし、当該物品の賃貸借期間満了日は開始日から 5 年間とする。

この場合の賃貸借期間は、暦月（開始日を起算日として 1 ヶ月ごと）で算定し、端数が生じるときは、日割りにより調整するものとする。日割り計算は、賃貸借料（月額）を当該月の日数で除して算定する。

(6) 賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸借契約期間満了時の照明器具の取り扱いは協議する。

4. 機器（物品）仕様

- (1) 照明器具は既存照明器具を使用し、LED化に必要な結線替え等を行うこと。
- (2) 結線替え作業後、安定器の取外しは行わないこと。
- (3) 片側給電の場合、灯具内の結線替え作業を行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシールを貼ること。
- (4) 光源（LED）寿命は40,000時間以上の製品であること。
- (5) 照明メーカーは、一般社団法人日本照明工業会に加盟する国内メーカーであること。また、官公庁施設への導入実績を有する国内照明メーカーであること。
- (6) 納品する照明機器については次に掲げる要件及び別紙「ランプ製品仕様表」の基準を満たすこと。
 - (a) グレア・フリッカーを防止する処置が施されていること。なお、判定は、JIS/IEC等の規格に基づく測定結果（例：フリッカ指標、ちらつき指標等）により行うものとし、根拠資料を提出すること。
 - (b) LEDチップメーカーの特許を侵害していないこと
 - (c) 環境配慮商品であること。具体的には、RoHS指令対応等を満たすこととし、証憑（適合証明書等）を提出すること。
 - (d) 既存器具の強度がLED照明の重量に満たない場合は金口を交換する等の対策を施すこと
 - (e) 直管蛍光灯については、日本照明工業会が制定したJLMA30I（AC直結G13口金直管LED光源の安全規格）に適合した製品を選定すること。
 - (f) 納入前に対象製品がJLMA30Iに適合していることを確認できる資料（例：適合証明書、試験成績書、型式確認書、認証番号）を提出すること。

5. 入札金額

- (1) 入札金額は60ヶ月分の賃貸借料（税抜）とする。
- (2) 賃貸借料には、LED照明の結線替え工事費用および既設照明器具の産業廃棄物処分費用を含めるものとする。

6. 要求要件

- (1) 照明器具（物品）の調達
LED照明器具及び付属部品を交換する場合は、未使用品であることとする。
- (2) 設置工事
LED照明器具の納入及び設置を行うこととする。
受注者は、本業務の履行に必要な許可、登録、資格等を有する者又はこれらを有する者を施工事業者として確保すること。
- (3) 梱包材や既存蛍光灯管等の撤去処分
梱包材や取り外した照明設備は受注者で処分とする。
- (4) 保証期間
保証期間は、LED照明器具の設置完了の日から賃貸借期間終了までの5年間とする。

7. 工事（設置）仕様

- (1) 設置作業に使用する雑材はすべて新品とする。
- (2) 契約後、速やかに工程表について、施設管理担当者の承諾を受けること。
- (3) 設置作業にあたっての安全管理については、施設管理担当者等と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。
- (4) 設置作業において発生する軽微な建築工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。
- (5) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に施設管理担当者等と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (6) 作業中は粉塵の飛散には十分注意し、養生を行うこと。
- (7) 作業終了後は床の清掃を行うこと。
- (8) 設置作業時間帯は、施設管理担当者の指示に従うこと。
- (9) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認すること。

測定に用いた機器（型式）、測定条件、測定値、測定対象（回路番号／器具番号等）、測定日時、判定結果（可否）を記載した絶縁測定結果表を提出すること。
可否基準は、公共建築工事（改修工事）標準仕様書（電気設備工事編）および監督員の指示による。
- (10) 設置における直管型 LED ランプの安全性の担保については、一般社団法人日本照明工業会が発行する「蛍光灯器具に取り付けできる直管 LED ランプの使用・照明器具改造に関する注意点」に準じて施工すること。
- (11) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築工事（改修工事）標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完すること。
- (12) 設置作業に関して本仕様書に明記のない事項に質疑が生じた場合、発注者と協議すること。

8. 物品の性能保証・点検保守内容

- (1) 賃貸借期間満了時まで物品性能維持の保証を行うこと。
- (2) 障害発生時は、迅速に対応し、重大障害（消灯が多数・安全上の懸念あり）については翌日までに復旧または暫定復旧を行うこと。なお、期限内復旧が困難な場合は、復旧見込みを含む暫定対応計画書を提出すること。
- (3) 設置作業終了後、障害発生時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 障害が発生し対応した場合は、その都度、文書による報告書を提出すること。
- (5) 点検保守（定期点検）

受注者は、賃貸借期間中、対象の LED 照明器具について年 1 回以上の定期点検を実施し、点検結果を発注者（監督員）へ文書で提出すること。
点検項目は以下とする（実施方法は受注者提案可、ただし測定値・写真等の根拠資料を添付すること）。

 1. 外観（破損、落下危険、取付状態）
 2. 点灯状態（不点灯、ちらつき、異音の有無）

3. 異常発熱等の有無（目視）
4. 必要に応じて動作確認

9. その他

(1) 長期継続契約に係る特約事項

この契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年日向市条例第38号）第2条及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（令和4年日向市規則第23号）第2条の規定による契約であり、市は、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る市の歳出予算が減額又は削除された場合には、本件契約を解除するものとする。

(2) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行い作業を実施すること。また、調査等において仕様書等の相違を発見した場合には、速やかに監督員へ報告し、協議する。

(3) 納入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し施設管理担当の承諾を得る。

(4) 作業車・運搬車・敷地内における車両の駐停車については、事前に施設管理担当者の承諾を得る。

(5) 勤務時間外の作業は、事前に時間外作業届を施設管理担当者へ提出する。

(6) LED照明の設置が完了した施設については、賃貸借期間の開始前であっても、順次使用を認めるものとする。